

平成22年度 兵庫県環境審議会大気環境部会（第3回）会議録

日 時 平成22年12月6日（月）15：00～：16：30

場 所 神戸市立生田文化会館 大ホール

議 題 次期地球温暖化防止推進計画策定について

出席者	環境審議会副会長	村岡 浩爾			
	大気環境部会長	山口 克人	委 員	石井 健一郎	
	委 員	小林 悦夫	委 員	竹内 正道	
	委 員	竹重 勲	委 員	西田 芳矢	
	委 員	西村 多嘉子	委 員	羽田野 求	
	委 員	安平 一志	特別委員	北村 泰寿	
	特別委員	福永 征秀	特別委員	山根 浩二	

欠席者	委 員	大久保 規子	委 員	岡田 眞美子	
	委 員	加茂 忍	委 員	幡井 政子	
	特別委員	新澤 秀則	特別委員	森 康男	
	特別委員	森山 正和	特別委員	山村 充	

欠 員 なし

説明のために出席した者の職氏名

環境管理局長	富岡 寛美	大気課長	鷲見 健二
大気課副課長	遠藤 英二	大気課副課長	藍川 昌秀
大気課温暖化防止計画係長	足達 伸二郎	大気課温暖化防止推進係長	吉村 陽
その他関係職員			

会議の概要

開 会（15：00）

議事に先立ち、富岡環境管理局長から挨拶がなされた。

遠藤副課長から委員12名の出席があり、兵庫県環境審議会条例第6条第5項の審議会成立要件を満たしているとの報告がなされた。

兵庫県環境審議会傍聴要領の規定に基づき、傍聴（2人）を許可した。

審議事項

・次期地球温暖化防止推進計画策定について

(1) これまでの温暖化防止対策の効果

審議の参考とするため、削減目標について事務局（大気課温暖化防止計画係長）の説明を聴取した。（資料２）

(主な発言)

(山口部会長)

国の真水分 25%削減を前提に計画を立てているが、もし、それが変わったときはどうするか。

(大気課長)

先の国会で温暖化対策基本法案は再提出されたところで、上程されたが、審議については未了で、次期の通常国会で引き続き審議される見込である。私どもが目標としている今年度中の方針策定の段階では、まだ基本法案自体が成立していない可能性が非常に高い。予算が先に審議されるので、多分、それ以降の審議になると考えている。そのような状況であり、国が最大で、真水で 25%削減を想定しているの、それに沿った形で審議をお願いできればと思う。ただ、先週の新聞報道であったように、15%、20%についても一定の検討はされているようであり、政治判断等でどうなるかは、まだ見えないという気がしている。

(山口部会長)

要するに、県の計画としては、真水で 25%削減という前提で計画を立てるということでよいか。

(大気課長)

はい。

(羽田野委員)

ご説明の中で国の削減目標の欄があるが、16,591kt。この部分で、民生部門（家庭系）が 4,410kt と書かれているが、この具体的な内容をお聞きしたら、家庭の太陽光発電を 4軒に 1軒、全国 1000 万戸に導入するという数字である。それだけ国の対策が進むのかという問題もあり、結局、ロードマップ環境大臣試案という、あくまでも試案の段階の数字で、色々な角度から議論がどれだけされたのか、結局ほとんど審議されていないという感じがあり、国の前提は、非常に曖昧という認識を持つ必要があると思う。それはそれということだろうが、関連してくる部分は、例えば、家庭部門の太陽光発電を 4軒に 1軒という割合にしているが、国がそこまでしない場合、県としてどうするかという問題も含んでいると思う。要するに、国がそれだけしてくれるから、県が何をするかというと、資料にあるようにうちエコ診断の個別診断や地域診断という側面のフォローをするということであるが、国の動きによっては、それだけでいいのかという問題も含んでいるように思う。例えば、東京都のような対策など、国がなかなか踏み込めない対策も加味して考えていかなければならないということが一点。それから、関西広域連合

が先日、発足したが、前回は申し上げたように、関西広域連合レベルで関電との全量買取制度をスタートさせるなどといったことも視野に入れながら、検討していく必要があると思う。これらについて、コメントをお願いしたい。

(大気課長)

今の点については、羽田野委員がおっしゃられたとおりだと理解している。例えば、国の対策がこれだけあるので、県は側面のフォローをするが、対策として国がすることについて、何もしないで進むかという点については、非常に議論があるところで、国がここまでするという予測を立てているが、地方のフォローアップがないと到底そこまでも追いつかないという状況もあるかと思うので、対策については、当然、国が想定をしている分も含めて色々なことをしていけないといけないと考えている。ただ、この数値は、国が真水で25%削減した場合の対策による削減量と、県としての上乗せ対策による削減量がダブルカウントにならないよう想定し、25%とした。数値については、担当係長から申し上げたように、もう少し精査をしていく必要があると思うので、数値そのものについての説明は、次回に詳しく説明できるのではと考えている。

(羽田野委員)

今回の数字は、これだけCO₂削減ができるということで上乗せ対策メニュー・重点施策と書いてあるが、これらそれぞれにかかるコスト、対策費も部会の中で示していただければ有りがたいと思う。財源の裏付けがないと前に進まないということもあると思うので、次回にはお示しいただきたいと思う。

(大気課長)

可能な限り出せるものについては、出していきたいと思っている。

(山口部会長)

例えば、国の対策が変わったとしても、-20.5%が変わるだけで、県独自の対策による削減量、2,771ktは変わらないという解釈でよいか。

(大気課長)

そこもう少し議論が出てくると思っている。例えば、国において、産業部門で大規模事業者について、削減割合が少なくなったときに、県は、中小事業者に計画当初と同じ対策をするかなどの点について、議論が出てくると思うので、国が見直した場合については、県の見込みも見直すべきと考える。

(山口部会長)

下の県追加・上乗せ対策メニューで細かい施策に対して何t減るということを書いている。例えば、産業部門の合計削減量は1,986ktになっているが、個々の対策であげている削減量は、1,395ktと1,986ktになっていない。この差は、他の対策で色々あると思うが、今のところ中身が見えない。今後は精査をして、もう一度数字的に裏付けをしていただければと思う。

(大気課長)

そのあたりは、できる限りわかるような形で、どのように積み上げたか、お示しをしたいと考えている。

(竹内委員)

国、つまり経産省や環境省と産業部門の各主要排出業種ごとに真水でどれだけ CO₂ を削減できるか議論しており、その積み上げで国の産業部門の真水削減目標が決まる。国の産業部門の主要排出業種の比率と兵庫県の主要排出業種の比率が異なるはずだが、そうなると国の産業部門の削減率と兵庫県の産業部門の削減率目標は異なってくるのか。

(大気課長)

2020年のすう勢ケースを見ていただくと、産業マクロフレーム固定ケースで、国がすう勢ケースから15.1%削減するとなっている。それを県に当てはめた場合、12.6%削減になっている。なぜ、このようになるかという、国が想定した産業の削減量は、業種別に、現在の排出量あたりの削減量が違っているので、そのような産業構造によって違ってきている。当然、産業構造が変われば、変わってくるということになる。もう一度言うと、国が25%削減を想定したときに、産業部門ではすう勢ケースから15.1%削減を見込んでいるが、それが変わった場合、もう少しブレークダウンした形で当てはめをしているので、産業構造によって、産業部門全体の比で下がるわけではなく、業種別の比によって数値が変わると理解している。

(竹内委員)

例えば、産業部門で、今、削減義務のない中小事業者に、将来、削減義務を県独自で負わせる考えはあるか。

(大気課長)

今のところという前提であるが、現在、条例で抑制計画を作っていたら、毎年、実績報告を頂いている。その制度について、対象規模、目標設定、あるいは補助制度について、見直しを行っていきたいとお話をしているが、その考えについては、変わっていない。見直しをするという前提の中で、対象規模引き下げも含めて議論をしていきたいと思っている。もう一つは、国が基本法案の中で、排出量取引制度を法律制定後1年以内に制度化をしたいと言っているので、法案が成立した後、1年以内に排出量取引制度が法制化をされれば、二重規制についてどうするかという議論があると思う。それは大規模事業者だが、先ほどご質問にあった中小事業者については、条例の今の制度の見直しの中で検討することになると思う。

(2) 温室効果ガス削減対策の検討

審議の参考とするため、温室効果ガス削減対策について事務局(大気課温暖化防止計画係長)の説明を聴取した。(資料3、4)

(主な発言)

(北村委員)

森林吸収という文字が見え隠れしているが、森林吸収は、削減量にカウントするのか。例えば、17ページには、「森林吸収を含む」という表現がある。

(大気課長)

森林吸収については、対策面として1項目設け、森林吸収対策として取り上げたいと考えているが、数値的には、削減量の中には含めないものとしたい。今回、皆様に議論いただいている分についても、どれだけ現況から削減できるかということで、森林吸収は、削減量としてカウントしない方向で考えている。

(北村委員)

25%削減の中で、森林吸収は、どれだけのウェイトを占めるのか。

(大気課長)

資料2の中でご説明した真水で25%を削減といった場合、森林吸収は個々には含まれていない。そのような想定であり、県の独自対策について、数値として積み上げは行わない方針でいきたいと思っている。ただし、計画に吸収源対策として何も書かないかということ、森林整備等については、一項目設けて書かせていただく。さらにヒートアイランド対策についても、最後に項目を設けて書かせていただきたいと考えている。

(大気課副課長)

概要の17ページをご覧いただくと、右側の背景の上から3つ目の所にあるように、平成9年、京都議定書が採択された。このとき、森林の吸収量を日本がどの程度、見込めるか数字がこの時点ではわからなかった。4年後、下から3つ目の平成13年にマラケシュ合意で日本が3.8%と、国際的なルールで森林吸収が認められた。今回も、まだ国の基本法案の動向が見えないことに加え、国際的な枠組みで、日本の森林吸収関係の数値がどの程度になるか、非常に言いにくい状況だと思っている。そのような不確定要素もあるので、先ほど大気課長が申し上げたように、今の数字のカウント上は外させていた

(羽田野委員)

資料3の第5章の推進体制と進行管理の部分で、基本的な部分を確認させていただきたいと思う。推進体制についての3行である。「地球温暖化防止に向けた施策を総合的かつ計画的に推進していくために、環境審議会大気環境部会において、各分野の地球温暖化対策の総合調整を図り、施策の実施状況を把握し、情報交換を行い、全県的な計画の推進を図る。」となっている。法律に基づいた環境審議会の位置づけから出てきていると思うが、普通、審議会は知事が諮問して、それに対して審議し、答申をする。答申をした内容を、執行機関である知事、行政側が、具体的に実施計画、アクションプランを作るはずである。あくまでも、答申の内容は大枠の話が出されて、それを受け手である行政側は、その内容を斟酌した上で、具体的な実施計画を作るわけであるが、その実施計画を作るということは、財源の裏付けをもって計画が作られるはずである。そのような意味で言うと、ここにおける書き方は、むしろ、環境審議会承認された計画については、知事を拘束する内容になるはずである。まず、そこを確認したい。

(小林委員)

今の羽田野委員からのご指摘であるが、国でも同じ議論が出ており、審議会の役割は何かということが大きな問題になっている。要するに、審議会が進行管理についての責任を負うのか、負わないのか、大きな問題になっている。同じような問題がここでもあ

るので、ここでいう推進体制というのは、私は県当局の中で推進体制を作って、そこで審議が済んだものについて、環境審議会で報告を受けて意見具申をするという位置づけだと思う。そのようにされたほうが、羽田野委員が言われたように部会で総合調整を図ると書いてしまうと、部会が責任をとると同時に部会がそれなりの権限を持つということになってしまう。ここは文章を含めて体制を配慮されたほうがいいと思う。

(大気課長)

申し訳ございません。小林委員からご指摘があったとおり、文章として筆が滑りすぎているかということである。審議で、ご指摘があったように基本計画を念頭において、こう書かせていただいたが、言われたとおり、知事が、県がどのように計画を推進していくのか、そのフォローアップについては、当然、咀嚼をした上で、その結果について、適宜、環境審議会に報告をさせていただく。その上で審議、議論いただいたことについては、当然反映することになると思う。この部分については修正させていただきたいと思う。

(羽田野委員)

実際問題、この部会で総合調整が図られるだけの能力はない。そのような権限も与えられていない。財源措置もとれるわけでもなく、議会対策もするわけでもなく、そのような意味で、やはり法律的な位置づけがそのような感じになっているのだと思う。しかし、運用上、審議会が答申した内容を受けて知事が執行する。どのように執行するかという責任は、知事側が負うことになると思う。財源措置もそういうことになると思う。ただ、この中で Plan-Do-Check の仕組みの中で実行するという部分になると、利害関係者の調整も必要なり、さらに財源の裏付けも必要になる。ここについて、審議会として、しっかり執行部側に注文をつけるという答申にする必要がある。それで知事がそれを実行したものを、今度は、こちらがチェックをする。このようになるのではないかと思う。やはり、答申を出す限りはこちらも言うべきことは言っていく。今までは、絵だけ描いて、後はどうぞお好きにやってくださいという審議会の今までの仕方だったが、結局、何のための審議会かと、私ども見ていていつも思うことなので、これだけ我々が時間を割いて皆さんに知恵を出していただいているからには、そのような責任ある答申内容が必要だとここに申し上げておく。

(村岡副会長)

今の件に関連すると、推進体制もおっしゃるとおり、次に書いてある進行管理も、一体、どこでするのが、ということになる。進行管理するフォローアップ委員会のような感じだと思うが、そのようなものを設けるとしても、それをどのように設けないといけないかという審議も必要だろう。そのような体制と進行管理のあり方そのものは、やはりこの審議会の場で色々審議した上でこうしようとなってしまうと思うので、どのようにこれからしていくかは重要だと感じた。

(山口部会長)

この部分のご意見を踏まえて、進行管理の分も含めて、立て直していただくということをお願いする。

(山根委員)

資料の内容でなく見方として、25 ページから 32 ページまで重点施策があり、その次に具体的な取組が書いてあるが、具体的な取組が部門別に書いてあるので、重点施策が出たところで、具体的な取組が見えた方が資料として見やすいと思う。後ろまでいかなないとどのような取組があるか見えてこないの、それぞれの部門ごとに重点施策が書いてあるのであれば、その次に具体的な取組みがある方がよい。これを公表するのであれば、こうしたほうがよい。というのは、先ほどの取組の方向性の部分をまず見たときに、横断的取組の方向性の中で環境学習、教育があったが、ずっと後の 35 ページになって、具体的取組のところ、ようやく出てくる。いつ出てくるかわからないので、部門別にしたほうがいいのではと思う。

(大気課長)

少し考えさせてほしい。このような言い方をさせていただいたのは、前々回の審議会で 33 ページのようにずらっと書いてあったときに、何を重点的にするかわからないというご指摘があったので、重点施策を前に持ってきたところがある。おっしゃられることも、おっしゃられることなので、どうするか検討したい。

(山口部会長)

具体的取り組みから抜粋した形になっているのか。

(大気課長)

具体的な取組のところを見ていただいたら、一気通貫で全体がわかるという中で、重点施策だけ前出しをしたというのが、実態である。

(山口部会長)

山根委員がおっしゃるとおり、部門ごとで重点施策と具体的施策を並べていくのがよい。重点施策がどういうものかと書いておいたほうがよい。

(大気課長)

検討させていただきたい。

(山口部会長)

少し細くなるが、21 ページで、これは資料 2 と連動しているのが、例えば、国の排出量の所の左側の部門別の項目分けが、このデータを使っているの、県の方もそのような分け方になってくるのではないかと。

(大気課長)

非エネルギー部門の中に、廃棄物部門とその他ガスが入っている。

(山口部会長)

下の重点施策と対応はできないのか。例えば、横断と書いているところは、項目のどれに入っているのか。

(大気課長)

横断については、各部門ごとに埋め込んでいる。

(山口部会長)

この数値が県独自対策の数値とこちらの対応がわかりにくくなっている。そこをどうされるか難しいと思うが、そこをはっきりしないと計画自身がどうなるか、はっきりわ

からない。上の表が国のデータであり大きく変えられないとしたら、対応をどうつけるか。どことどこがまとめてここへ来ていると、何か説明つかないのではないかと思う。

(大気課長)

重要施策については、横断的取組ということで別にしたが、排出量については、部門ごとの所に全部書いてはどうか、ということか。

(山口部会長)

そうである。

(大気課長)

できる限り、わかりやすくなるように修正をしたいと思う。

(山口部会長)

資料4について、先生方のヒアリングの結果というのは次回に取り込まれることになるのでしょうか。あるいは、見解がでてくるのでしょうか。

(大気課長)

資料4は、今はまだ中間段階で、委員の中からご指摘もあったが、面談をしてもやはり一般的な話について全部聞き取れるかどうかわからないので、この際、書面でもう一度、部門ごとにどうなのかお聞きしたいと思っている。その中で、意見聴取ができていないところ、先生方、その他、例えば、産業界の意見などを含んで、意見集約を図っていきたいと思っている。それについては、次回までに対応ということで、これにイメージとしては、資料4の右側にどう対応するか、例えば、計画の何ページにどのように書き込む、この分に対応せずなど対応が書ければと思う。そのようなことを整理した上で計画案を議論していきたいと思っている。

(山口部会長)

少し余計かもしれないが、最初に言ったように国が真水で25%と違ったときに、こういう場合はこうだということを今のうちに事務局の方で作成しておいたほうがよいと思うが、どうか。

(大気課長)

それも含め、検討させていただきたい。

(山口部会長)

具体的に何%というのは15%など出ているのではないか。

(大気課長)

今、国立環境研究所は、15、20、25%の3ケースで想定している。

(山口部会長)

それらについて概算を用意されておいたほうがよいのではないか。

(大気課長)

わかりました。

(山口部会長)

今回出たご意見を踏まえ、事務局で修正をいただいた上で、また審議を進めて参りたいと思う。

(3) その他

(主な発言)

(羽田野委員)

今後の進め方を確認したい。

(大気課副課長)

1月の早い段階で次回、できれば1月末にもう一度、開催したい。日程調整をお願いしたいと思っている。次回には、今日、色々ご意見をいただいたように、もう少し具体的な中身、ブレイクダウンしたものも含めてお示しをさせていただき、その後、3月の答申を見据え、1月末の次の時にパブリックコメントを出していけるような形の案を作らせていただき、2月にパブコメができればと考えている。県の内部でも、1月末には県の上層部等にもそのパブコメを見据えた形で議論を行いたいと思っており、2月には、パブコメの結果を踏まえ、もう一度するか検討をしたいと思っているが、3月に入り、最終案をまとめていきたいと考えている。

(羽田野委員)

当局は、当局でさらに細かい具体的な数字の裏付けになるような施策をしていただくとして、せっかく集まっていた委員の皆さん方のほうから、一部の委員のご意見は、ある程度出ているかもしれないが、それ以外の先生方もお忙しいので、ここで一つ一つ意見を言っていたら時間が足りない。言えない人も出てくるので、統一したフォームを作ってください、それぞれの委員から、分野ごとの目から見てこういうことが必要ではないかという提案していただいてはどうか。

(山口部会長)

先ほど、それは書面ですと説明があった。

(羽田野委員)

それはいつか。

(大気課長)

近日中をお願いしたいと思っている。それについては、委員がおっしゃられたようにこれからもう一度精査をしていくので、次回、提出し、皆さんにご議論していただきたい素案については、なるべく早い時期に出したい。今回、ぎりぎり間に合ったところであるのでなるべく早い時期にご提示をしてご意見を頂ければと思う。

(羽田野委員)

ということは、我々の意見をいったん踏まえて資料を作成するということが。

(大気課長)

いただいた意見を踏まえ、私どもで次の資料作成をしたい。

(羽田野委員)

それまでに出さないといけないということが。

(大気副課長)

近日中に照会する。

(大気課長)

できれば、12月半ばぐらいまでにご意見いただいて、それを集約して、どう修正を加えていくか、追加をしていくかということを検討して、その結果を次の提出する素案という形でまとめて、お示しをしたい。その上で、次回にのぞみたいと思っている。

(羽田野委員)

了解した。

(山口部会長)

以上で本日の議事は終了する。

閉 会 (16 : 30)